

意見陳述書

2025年10月1日

富山地方裁判所 御中

原告 清水哲男

原告の清水哲男と申します。

今回の最終弁論にあたり、原告団事務局長として私たち原告の思いを代表して陳述いたします。

【北陸電力株主になった経過】

私は、2010年3月末に定年退職するまで富山県職員の福祉職として、富山県立の児童福祉施設で、障害児の生活指導の業務を行ってきました。県民の命を守ることは今も私の目標です。

私の父は、1939年に当時の日本発送電に入社し、以降37年間、北陸電力の社員として神通川水系の発電所・変電所で勤務しました。父は北陸電力を愛し、誇りを持って発電の仕事を続けました。

私は、その父が保有していた北陸電力従業員持株を相続して株主になり、2013年の北陸電力株主総会から参加しています。

【原告になった経過について】

株主総会では、私は株主として志賀原発の問題や従業員の労働安全衛生などの問題について、取締役は何回も質問しましたが、取締役の回答はあまりにもお粗末なものでした。

特に2018年6月に開催された北陸電力株主総会では、北陸電力側の回答や議事運営は常軌を逸していました。さる7月14日の第22回口頭弁論で、和田原告が原告本人尋問でも具体的に述べており、詳細は省きますが、私が北陸電力や従業員の安全などを考えて志賀原発の廃炉の検討について質問したのに対して、当時の石黒伸彦代表取締役副社長は、「300年、500年続くわけではなく、いずれ廃炉に…」と回答しました。私が真剣に質問したことを茶化されて憤りを覚えました。

また、石黒副社長の回答の訂正を求めて発言を求めた和田原告に対して、久和進議長は発言を禁止して退場させるなどと脅して発言を封じて議案の採決を強行して、議事を終了させました。私はこのような横暴な北陸電力経営陣の誤りを正し、私の父が愛した北陸電力を正しい姿に立ち戻らせるために、この訴訟を提訴することにしました。

提訴直後の2019年の株主総会で、私の質問に当時の金井豊社長が「適切さを欠いた」と謝罪して撤回しました。代表取締役副社長が議長の指名で株主の質問に回答したことを、社長が撤回して謝罪するとは、まさに前代未聞の不祥事でした、

【この訴訟での被告側の不誠実な対応について】

この6年余りの訴訟をとおして、被告側の極めて不誠実な対応が目立ちました。以下に

そのうち3点だけ指摘します。

1. 石黒副社長の暴言を認否さえ示さず

前述の石黒副社長の暴言などについては、訴状17ページに明記しています。ところが被告側は、答弁書で認否を示すことさえ拒否したままです。この訴訟の提訴の動機にもなった石黒副社長の暴言を金井社長が謝罪し撤回したことは、会社作成の2019年株主総会議事録に明記されています。にもかかわらず被告側は、その事実さえ認めていません。

2. 「株主に十分な発言時間」「丁寧に回答」とは正反対の株主総会の状況

この訴訟で被告側は、「原告らを含む各株主に対し十分な発言の機会を確保し、かつ、質問・意見に対し丁寧な説明を行った」と主張しました。しかし実際はそれとは正反対です。

例えば本年6月26日の北陸電力株主総会で、私は「去年の総会で福村常務は、『タービン損傷は重要ではない』と回答したが、あまりにずさんで説明不足。」と質問しました。それに対して福村章常務執行役員は、「原子力安全に関する設計では、代替機能が確保されている」とごく簡単な回答だけでした。

2024年1月の能登半島地震で、運転停止中の志賀原発では、設計より小さい地震動にもかかわらずタービンなどが多数の箇所破損しましたが、それを「重要ではない」と会社側が言い張ることの危険性を私が指摘しても、はぐらかす回答しかしませんでした。しかも、私をはじめ株主の発言時間はわずか2分間だけでした。これが北陸電力の株主総会の実際の姿であり、被告側の主張はいずれも事実と反します。

3. 「原子力発電に反対する個人的な主義主張」と決めつける

被告側は書面や法廷で私達原告のことを「原子力発電に反対する個人的な主義主張」と何度も決めつけました。最初にも述べましたが、私が原告になったのは、県民の命を守ることと共に、父が愛した北陸電力を正しい姿に立ち戻らせることが目標です。このような思いから私がこの訴訟を提訴したことを、被告側はいったい「何主義」だと言いたいのでしょうか。しかし被告側は、「主義」の中身とその根拠を何も示していません。これは、他の原告についても同じことが言えます。

私には、被告側が正々堂々と原告と向き合うことから逃げて、悪意ある中傷やレッテル張りをしているとしか思えません。

【30年以内に大地震が高確率で予測されている志賀原発周辺海域】

2019年の提訴以来、原告側が様々な主張・立証を続けましたが、その中で志賀原発についての地震の危険性に関しては、2024年能登半島地震によって能登半島全域や志賀原発にも甚大な被害が発生したことで証明されました。しかし被告側は、相変わらず過小評価を続けています。これは株主総会での株主との質疑でも同様です。

2022年6月の北陸電力株主総会で私は、「能登半島の群発地震が志賀原発に影響することが心配」と質問しました。それに対して小田満広常務執行役員が、「珠洲では震度6弱だったが、志賀原発では震度2」などと問題をはぐらかし過小評価した回答をしました。

その1年半後の2024年1月1日に能登半島地震が発生し、志賀原発でも多数の箇所

で損傷などが起きました。運転停止中だったことが救いでした。

その半年後の2024年6月の株主総会で、私はタービン損傷が重大事故につながることを質問しました。それに対して福村章常務執行役員は「タービン損傷は重要ではない」などと開き直りました。原子炉だけ壊れなければいいという姿勢は、志賀原発の設備全体を見ずに、手元しか見ていないことを示しており、とても危険なことです。

さらに、本年6月27日に政府の地震調査委員会が、「今後30年以内に能登半島の輪島市門前沖から羽咋沖にかけての海域で、マグニチュード7以上の大地震が発生する確率が12%～14%」とする長期評価を発表しました。志賀原発すぐそばの海域で大地震が発生する確率が極めて高いということです。全国の原発を見ても、これほど具体的に原発周辺での大地震の発生確率を政府の地震調査委員会が指摘した例は、極めてまれです。

しかもこの大地震は、明日にでも発生する可能性があります。志賀原発の安全確保への認識が欠如した被告側および北陸電力の現状を見ると、志賀原発で大事故が発生する危険性があることを、私は株主としてとても心配しています。また、富山・石川の住民も心配しています。

【裁判所をお願いすること】

この訴訟では、私を含めた株主が何度も北陸電力の株主総会で指摘していたとおりに能登半島地震が実際に起きました。今も大地震発生危険性は続いていることが、被告ら取締役および北陸電力は安全意識欠如のまま志賀原発再稼働に固執しています。

志賀原発は周囲を活断層に囲まれており、5m以上もの地盤隆起を伴う能登半島地震が実際に発生し、今も活発な地震活動が続いていることが、他の原発には例を見ない大きな特徴です。一日も早く廃炉をめざすべきです。

裁判所におかれては、住民の生命を守り、会社の存続のために、ぜひとも志賀原発差止めにつながる判決を出されるよう、原告団全員の思いを代表してお願いします。

以上